

平成30年7月豪雨の災害で事業が縮小した事業主を**支援**します

## 社会保険労務士に無料で相談できます

平成30年7月豪雨の災害に伴い、国の**雇用調整助成金**の要件が**緩和**されました。**10月16日**までに計画届を提出すれば、**7月5日**に遡って**適用**されます。

### 雇用調整助成金とは

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成する国の制度

雇用調整助成金をはじめ、労働関連法令に基づく各種手続き等について、**社会保険労務士**に**無料で相談**できます。

## 対象

平成30年7月豪雨により事業活動の縮小を余儀なくされた**県内事業所の事業主**

豪雨による直接の被害がない場合でも、取引先の被災、交通の途絶、風評被害等で事業活動の縮小を余儀なくされた場合は対象になります。

## 内容

- ① 雇用調整助成金のご相談
- ② 労働関連法令に基づく各種手続き等のご相談

## 申込窓口・問い合わせ先

**岡山県社会保険労務士会**

電話:086-226-0164  
(平日9時~17時)

事務局 岡山市北区野田屋町2-11-13  
旧岡山あおば生命ビル7階

FAX:086-226-0180  
(裏面をご覧ください)



岡山県産業労働部 労働雇用政策課



# 社会保険労務士 無料相談 申込書

F A X 送信先	岡山県社会保険労務士会 事務局 あて FAX: 086-226-0180
--------------	---

御社名	
所在地	〒
担当者	
電 話	
F A X	
メール	
相 談 希望日	第1希望      年      月      日(      )      時ごろ ----- 第2希望      年      月      日(      )      時ごろ
相 談 内 容	<input type="checkbox"/> ① 雇用調整助成金      該当に <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ② 労働関連法令に基づく各種手続き等      (複数可)
相談の 具体的 内 容	
現在の 状況等	

※このままFAXでお申し込みください。ご記入いただいた情報は無料相談以外には利用しません。